

法令名	北海道立アイヌ総合センター条例施行規則
根拠条項	第2条、第3条第1項及び第2項
処分の概要	入館の制限
法令の定め	<p>[北海道立アイヌ総合センター条例施行規則]</p> <p>第2条 酒に酔っている者その他北海道立アイヌ総合センター（以下「アイヌ総合センター」という。）の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、入館を拒み、又は退館させることができる。</p> <p>第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 建物、附属設備若しくはアイヌ総合センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「アイヌ総合センター資料」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことによりアイヌ総合センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者に対しては、アイヌ総合センターの使用を制限し、又は退館させることができる。</p>
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	道立アイヌ総合センター（電話番号：011-221-0462） (指定管理者：公益社団法人北海道アイヌ協会)
問い合わせ先	同上（電話番号：011-221-0462）
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/shinsakijun.htm)